

「神の満たし、神の時、教会の社会的責任」 II コリント 9：7，8

I この13年間の神の満たしの恵みを忘れない。「主の良くしてくださったことを何一つ忘れるな」詩103：2。1. 2、000年4月、4、200万の負債が、この13年、返済が続けられ、現在、返済残額、約250万。何という神の恵み、奇蹟的な支え。これからも全能の神に信頼して歩みたい。2. この1年も外のマンホールの修理と屋根からの水漏れの修理に多額の必要があったが、神は絶妙なタイミング、不思議な方法で満たされた。3. 毎週の会計の奉仕は、どこの教会も大変である。当教会の会計の奉仕をされる一人一人が神に守られた事を神と奉仕をされた一人一人に心から感謝したい。「感謝の心を持つ人になりなさい」コロ3：15。会計の責任は、やった人しかわからない重圧がある。一年毎に、会計の責任者が交代し理解者が増す事は幸い。会計奉仕者の為に心から祈り支えたい。4. どこの教会も同じだが、決算が満たされる時もあれば、そうでない時もある。①満たされた時、心から神に栄光を帰し、心から神に感謝し、神をほめたたえたい。②不足している時、失望せず、すべての会計状況を御存知で、すべての満たし主である神に心から祈り求めたい。必死に心から祈るチャンスである。どこの教会もこのような道、プロセスを通して神を知り体験して行く。「いつでも祈るべきであり、失望してはならない」ルカ18：1。5. 神の計り知れない恵みへの私達の分と神の満たしの約束。「ひとりひとり、いやいやながらではなく、強いられてでもなく、心で決めたとおりにしなさい。神は喜んで与える人を愛して下さいます。神は、あなたがたを、常にすべてのことに満ち足りて、すべての良いわざにあふれる者とするために、あらゆる恵みをあふれるばかりに与えることのできる方です」IIコリ9：7，8。「熱意があるならば、持たない物によってではなく、持っている程度に応じて、それは受納されるのです」8：12。「十分の一をことごとく、宝物倉に携えて来て、わたしの家の食物とせよ。こうしてわたしをためしてみよ。…わたしがあなたがたのために、天の窓を開き、あふれるばかりの祝福をあなたがたに注ぐかどうかをためしてみよ」マラキ3：10。「私たちすべてのために、ご自分の御子をさえ惜しまずに死に渡された方が、どうして、御子といっしょにすべてのものを、私たちに恵んでくださらないことがありましょう」ローマ8：32。

II すべてに神の時がある。「天の下では、何事にも定まった時期があり、すべての営みには時がある。生まれるのに時があり、死ぬのに時がある。植えるのに時があり…神のなさることは、すべて時になって美しい。…私は知った。神のなさることはみな永遠に変わらないことを。それに何かをつけ加えることも、それから何かを取り去ることもできない。神がこのことをされたのだ。人は神を恐れなければならない」伝3：1，2，11，14。当教会開拓が始められるのに神の時があった。宣教師が遣わされ、宣教師が交代するのに神の時があった。国際福音宣教会から日本福音キリスト教会連合に加盟するのに神の時があった。牧師が就任するのに神の時の時がある。国際福音宣教会から法的にも正式に自立するために当教会が宗教法人格を取得するのに神の時がある。今、その時の中に置かれている。今後、教会の唯一の土台であるキリストの上に主の教会が建て上げられ続け、時満ちて、牧師が交代するのに神の主権的な時がある。どこの教会も。背後にある神の主権、御支配を認めたい。

Ⅲ 主の教会の社会的責任。「人はみな、上に立つ權威に従うべきです。神によらない權威はなく、存在している權威はすべて、神によって立てられたものです」ローマ13：1。この御言葉は、この地上にある国の法律の制定の背後に神の御支配があるという事。但し、この地上では、完璧な政府はない。もし、国が真の神を礼拝する事を禁止する法律を制定したなら、次の御言葉に従うべき→「人に従うより、神に従うべきです」使徒5：29。神に従い、殉教の死を遂げた信仰の先輩方が多くいる。と同時にバランスを聖書は教えている。明確に神の教えに反しない限り、教会は、無政府主義ではなく、神の御支配の中で制定された制度、法律に従う。宗教法人制度もその一つ。1951年、宗教法人の特殊性と自主性を重んじ、「信教の自由と政教分離」の原則を基本理念にした新しい「宗教法人法」が公布された。1995年「改正」。大日本帝国憲法では、主権天皇のもとで天皇家の宗教である神社を信仰する事が臣民の義務だった。神社と両立する範囲内での制限された信教の自由。現在の日本国憲法第20条が保証する信教の自由は、特定の宗教を強制されない自由、宗教を選択する自由、宗教活動に参加する自由、何ら制約のない完全な信教の自由。これは、信者が教会をつくる自由、主なる神を礼拝する自由、神の御言葉を宣べ伝える自由を保障している。政教分離の原則。憲法第89条。国家が信教の自由を侵害しないため厳格に守られるべき原則。宗教法人法は宗教活動の自由を保障する為に、教会が自ら規則を定め自らの規則によって宗教活動をする事を期待している。宗教法人になると、教会の名義で礼拝施設の所有権移転登記ができる権利、非課税の権利が与えられると同時に秩序と責任のある活動がなされる為に、規則、責任役員の名簿、会計報告書、財産目録が求められる。責任役員制度。教会の運営の為に会議制で物事を決める。ある特定の人々の独断専行を許さないように法人の民主的な運営を目指す。規則に、責任役員の選任に親族が重ならないようにされているのは、その為である。当教会が、宗教法人になる目的は、権利と義務の主体となる資格を与えられる事。宗教法人になると、神に与えられ神の御目的の為に委ねられている財産（土地、建物）を保全し易くなり、教会の真の目的（礼拝と福音宣教）をより良く達成することができる。「すべてのことを適切に、秩序をもって行いなさい」Iコリ14：40